

青森県報

第四百八十六号

令和四年
七月十九日
(火曜日)

目次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
○生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 二
○右 ……	(同) …… 二
○生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(同) …… 二
○生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………	(同) …… 二
○右 ……	(同) …… 二
○生活保護法による指定医療機関の再開の届出……………	(同) …… 三
○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………	(同) …… 三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の廃止の届出……………	(同) …… 三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) …… 三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………	(同) …… 四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………	(同) …… 四
○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………	(こども課) …… 四

○身体障害者福祉法による医師の指定……………	(障害福祉課) …… 四
○道路の供用の開始……………	(道路課) …… 五

公 告

○令和四年度青森県漂着ごみ組成調査業務に係る一般競争入札……………	(環境政策課) …… 五
○県営土地改良事業計画の決定……………	(農村整備課) …… 六

告 示

青森県告示第四百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
TOJINO DENTAL CLINIC	三沢市中央町四丁目三の一九	令和 四・四・三〇
アオイ調剤薬局城東店	弘前市大字早稲田二丁目七の四	四・五・二〇
スーパードラッグアサヒ調剤薬局	弘前市大字土手町一八一の四	四・四・二五
仲町歯科医院	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村岡五八	三・三・三三
西とよだ歯科医院	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西豊田一丁目九の四	〃

青森県告示第四百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年七月十九日

青森県知事 三村 申 吾

店名	TOJNO DENTAL CLINIC	所在地	三沢市中央町四丁目三の一九	指定期日	令和四・五・一
店名	ハッピー調剤薬局弘前堅田	所在地	弘前市大字青山一丁目一の二	指定期日	四・七・一

青森県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年七月十九日

青森県知事 三村 申 吾

事業所名	有限会社ユアホーム	事業所所在地	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六三	指定期日	令和四・六・九
事業所名	訪問看護ステーションライラック	事業所所在地	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六二の一	指定期日	令和四・六・九

青森県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年七月十九日

青森県知事 三村 申 吾

区分	名称	所在地	变更日期
変更前	松医会 松尾医院	三戸郡五戸町字観音堂二八の六	令和四・六・一
変更後	松医会 松尾整形外科リハビリテーションクリニック	三戸郡五戸町字観音堂二八の六	令和四・六・一

青森県告示第四百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年七月十九日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	休止年月日
山崎内科医院	三戸郡五戸町字野月一四の二二	令和四・三・一

青森県告示第四百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定に

より告示する。

令和四年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社はあとふる	主たる事務所の所在地	名 称	訪問看護ステーションはあとふる	所 在 地	休 止 日 月 年
	上北郡七戸町字蛇坂一三の一			上北郡七戸町字館野三六の一		令和 四・四・一

青森県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	やすはら耳鼻咽喉科	所 在 地	再 開 日 月 年
		弘前市大字安原三丁目三の二二	令和 四・四・八

青森県告示第四百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和四年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	ほおずき薬局	所 在 地	指 定 辞 退 日 月 年
		上北郡おいらせ町鶉久保一の八	令和 四・五・三

青森県告示第四百十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	TOJNO DENTAL CLINIC	所 在 地	廃 止 日 月 年
	スーパードラッグアサヒ調剤薬局	三沢市中央町四丁目三の一九 弘前市大字土手町一八一の四	令和 四・四・三 四・四・五

青森県告示第四百十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	TOJINO DENTAL CLINIC	所 在 地	三沢市中央町四丁目三の一九	指 定 年 月 日	令和 四・五・一
店 名	ハッピー調剤薬局弘前堅田	所 在 地	弘前市大字青山一丁目一の二	指 定 年 月 日	四・七・一

青森県告示第四百十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	松医会 松尾医院	三戸郡五戸町字観音堂一八の六	令和 四・六・一
変更後	松医会 松尾整形外科リハビリテーションクリニック		

青森県告示第四百十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、例による生活保護法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和四年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
ほおずき薬局	上北郡おいらせ町鶉久保一の八	令和 四・五・三

青森県告示第四百十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和四年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いくこ耳鼻科クリニック	弘前市大字南瓦ケ町二の六	令和 四・七・一
平賀中央薬局	平川市本町北柳田一二六の一二	〃
ハッピー調剤薬局弘前堅田店	弘前市大字青山一丁目一の二	〃

青森県告示第四百十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年

三月青森県規則第二十六号) 第五条の規定により告示する。

令和四年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	三浦 文武	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	診療科目 小児科(心臓機能障害) 消化器外科(ぼうこう機能障害、直腸機能障害、小腸機能障害)	指 定 年月日 令和四・八・一
	三浦 卓也	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三		

青森県告示第四百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年八月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道今別蟹田線	東津軽郡今別町大字大川平字母沢一八の四から東津軽郡今別町大字大川平字母沢一五の二まで	令和四・七・一

公 告

令和四年度青森県漂着ごみ組成調査業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六の規定により公告する。

令和四年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

- 業務名 令和四年度青森県漂着ごみ組成調査業務
 - 業務内容 入札説明書による。
 - 履行期限 令和五年二月二十八日
- 二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第二百二十八條の規定により一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 次の(一)又は(二)のいずれかの条件を満たすこと。

- (一) 令和四年二月十四日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、調査及び研究に係る契約についてB以上の等級に格付けされた者であること。
- (二) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(昭和五十八年二月青森県規則第六号)第五条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、同規則第七条第一項に規定する有資格建設関連業者名簿の土木関係建設コンサルタント業務に登録されている者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号)別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部環境政策課循環型社会推進グループ
電話 〇一七―七三四―九二四九

四 入札の日時及び場所

1 日時

令和四年八月三日 午後二時三十分

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟七階環境生活部A会議室（環境政策課隣）

3 その他

郵送又は電送による入札は認めない。

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

青森県財務規則第三百三十二条第一項第二号の規定により、免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則第二百五十九条の規定による。

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

七 契約の締結

1 青森県財務規則第一百五十一条の規定により、落札決定の日から七日以内に契約を締結する。ただし、落札者からの申し出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

八 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書及び入札説明書に定める事項を遵守すること。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県

環境生活部環境政策課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、後潟川頭首工地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和四年七月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間
令和四年七月二十日から同年八月十七日まで

三 縦覧の場所
青森市役所

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円